# 改訂意匠審査基準 (案)

「内装の意匠」関連部分

# 第4章 内装の意匠

# 1. 概要

意匠法第8条の2は、「店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾(以下「内装」という。)を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。」と規定し、内装デザインが意匠法による保護の対象となる旨を定めている。

内装の意匠は、家具や什器などの複数の構成物品等から構成されるもので、一意匠一出願 (意匠法第7条)の例外である。

各構成物品等の組合せ方や配置を含めた内装全体としての美感を保護の対象とするべく、内装を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠が内装全体として統一的な美感を起こさせるときに限り、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができるとしている。

本章では、内装の意匠として出願された意匠について、内装の意匠としての登録要件を満たしているか否かを審査官がどのように判断するかについて記載する。

# 2. 内装の意匠の審査における基本的な考え方

審査官は、内装の意匠を審査する際、基本的には、第Ⅱ部ないし第Ⅲ部に記載された各登録要件の審査基準に従い、物品の意匠や画像の意匠と共通した審査を行う。

本章では、内装の意匠に該当するための要件をはじめ、内装の意匠の審査特有の事項を中心に記載しており、本章に記載されていないその他の事項については、各登録要件の審査基準の該当箇所を参照されたい。

審査官は、内装の意匠の審査において、まず、意匠登録を受けようとする意匠が意匠法における内装の意匠に該当するか否かを判断し、該当する場合には、第Ⅱ部及び第Ⅲ部に記載された各登録要件の審査基準に加えて、本章に記載する事項に従い審査を進める。

# 3. 内装の意匠に該当するための要件

審査官は、出願された意匠が以下のすべての要件を満たす場合、意匠法第8条の2に規定する内装の意匠に該当すると判断する。

- (1) 店舗、事務所その他の施設の内部であること (→6.1.1.1)
  - 1-1. 店舗、事務所その他の施設に該当すること

- 1-2. 内部に該当すること
- (2)複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること (→6.1.1.2)
  - 2-1. 意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること
  - 2-2. 複数の物品等から構成されるものであること
- (3) 内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること (→6.1.1.3)

上記(1)ないし(3)の各要件の詳細については、本章「6.1.1 <del>内装の</del>意匠<u>をに構成</u>該当するものであること」を参照されたい。

# 4. 意匠ごとの出願

意匠法第7条は、意匠登録出願は意匠ごとに行うことを定めており、一の出願には、原則一の物品等しか含めることができない。他方、意匠法第8条の2は、この原則の例外として、複数の物品等から構成される内装の意匠について、所定の要件を満たせば、一の意匠として出願し、意匠登録を受けられる旨規定している。

上記のとおり、意匠法第8条の2は、所定の要件の下、一の出願に複数の物品等を含めることができる旨を定めているが、それらの物品等により構成される意匠が、一の意匠と認められる場合に限られることに変わりない。よって、審査官は、内装の意匠として出願された意匠が、一の内装の意匠に該当しない場合は、当該意匠登録出願は、意匠ごとに出願されておらず、意匠法第7条の規定を満たさないものと判断する。

審査官は、内装の意匠として出願された意匠が、一の内装の意匠に該当するか否かについて、以下の観点により判断する。

#### 4.1 意匠に係る物品の欄の記載における一意匠の考え方

審査官は、意匠登録出願が、例えば二以上の内装意匠の用途を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載したものである場合、二以上の意匠を包含した意匠登録出願と判断する。

例1:「オフィスの執務室の内装、学校用教室の内装」

例2:「ホテル客室の内装、兼、病室の内装」

#### 4.2 図面等の記載における一意匠の考え方

審査官は、意匠登録出願の願書に添付された図面等において表されたものが、一の内装の意匠に該当するか否かを判断する際は、当該内装の意匠が、物理的に一続きの空間に係るものであるか否かとの観点から検討する。一の意匠として一の出願に含めることができるのは、内装の意匠が、空間を仕切る壁等により分断されることのない、物理的に一続きの一の空間に係るものである。このような一の空間に係るものであれば、例えば、オフィス空間内に休憩用のカフェ部分が従属的に併設されているもののように、その内方に複数の用途を持つ部分が含まれていてもよい。

他方、審査官は、物理的に分断された二以上の空間を含むものである場合は、原則として一の内装の意匠に該当しないと判断する。

ただし、審査官は、二以上の空間を含むものであっても、それらの空間の用途に共通性があるとともに、形態的にも形状等が一体的に創作がなされたものと認められる場合は、一の内装の意匠として取り扱う。

#### <一の内装の意匠と判断するものの例>

例: ワークスペースと商談のためのカフェが同一空間内にある「オフィスの<mark>執務室の</mark>内装」 ただし、商談のためのカフェが1階、ワークスペースが2階にあるなど、物理的に離れており、 一の空間として一体的に創作されたものでない場合は、一の内装の意匠と判断しない。

#### <一の内装の意匠に該当しないと判断するものの例>

例1:それぞれ別個の空間における「ホテル客室の内装」と「ホテルロビーの内装」

例2:「駅舎の内装」と「鉄道車両の内装」

#### 4.3 形状、模様若しくは色彩が変化する内装の意匠の一意匠の考え方

審査官は、一の用途及び機能に基づいて、形状、模様若しくは色彩が変化する内装の意匠 については、当該変化の前後の形状等を含め、一の内装の意匠として取り扱う。

ただし、当該変化が、一の用途及び機能に照らして必要な変化の範囲内のものである場合に限られる。例えば、不使用時に壁面に格納できる可動式のベッドを有する「貸しオフィス用休憩室の内装」などがこれに該当する。

# <形状、模様若しくは色彩が変化する内装の例>

意匠に係る物品:貸しオフィス用休憩室の内装

意匠に係る物品の説明:本願意匠は貸しオフィスの休憩室の内装であり、利用者が仮眠する ための可動するベッドを有する。ベッドを使用しない際は壁面に格納できるため、オフィス内のスペースを効率的に利用できる。







【斜視図】

【ベッドを格納する途中の状態を示す斜視図】

【ベッドを格納した状態を示す斜視図】

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

また、内装に固定した画像表示器等に表示された画像が変化するときは、当該画像の変化が、一の画像の意匠として許容される変化の範囲内のものである場合に限り、一の内装の意匠を構成するものと取り扱う(第IV部第1章参照)。加えて、内装に固定した照明器具を点灯させることにより表される模様が変化するときは、当該模様の変化に形状等に形態的関連性があるものである場合に限り、一の内装の意匠を構成するものと取り扱う。

他方、内装の意匠の構成物品等の多くは、任意に動かすことができるものである。例えば、机と椅子が配された「オフィス用会議室の内装」において、会議形式等に応じて、机と椅子の配置を変えることは一般的に行われている。しかしながら、意匠法第8条の2は、内装の意匠を構成する各々の物品等の配置も含めた美感を保護するものである。よって、内装の意匠として出願されたものが、各構成物品等の配置を変更したものを含む場合は、別個の意匠の創作に係るものが含まれていると判断し、上記のように、当該変化が一の用途及び機能に照らして必要な変化の範囲内のものである場合を除いては、一の内装の意匠に該当しないと判断する。

<変化の前後の形状、模様、若しくは色彩を含めて一の内装の意匠として取り扱うものの例>

例1:壁面格納式のベッドを備えた「貸オフィス用休憩室の内装」

例2:可動する手すりやおむつ交換台を備えた「ホテル用多目的トイレの内装し

# 5. 内装の意匠の意匠登録出願における願書及び図面等の記載事項

内装の意匠の意匠登録出願の願書及び図面等については、物品の意匠の場合と記載しなければならない事項が一部異なっている。以下、内装の意匠の意匠登録出願について、出願人が願書や図面等の記載上留意すべき点について示す。

審査官は、内装の意匠の審査において、願書及び願書に添付された図面等が、これらの留意事項に従い記載されたことを踏まえつつ、出願された意匠の認定を行う。

審査官は、願書の記載及び願書に添付された図面等を総合的に判断しても意匠登録を受けようとする意匠を特定できない場合は、意匠が具体的でないことに基づく拒絶理由を通知する。

#### 5.1 「意匠に係る物品」の欄の記載

内装の意匠について意匠登録出願する場合は、願書の「意匠に係る物品」の欄に、意匠の内容が明確となるよう、以下の(1)及び(2)の要件をいずれも満たすものを記載する。

- (1) 内装の意匠としての出願が明確であること 「意匠に係る物品」の欄に、例えば、「○○の内装」のように記載する。
- (2) 内装の意匠の具体的な用途が明確であること 「意匠に係る物品」の欄に、例えば、「ホテルロビーの内装」のように、どのような施設におけるどのような用途の内装であるのかが明確となるものを記載する。

なお、施設の多くは様々な空間により構成されている。よって、「意匠に係る物品」の欄には、施設のみならず、添付図面等に表された内装空間そのものの用途がわかるよう記載する。

例えば、「意匠に係る物品」の欄に「ホテルの内装」と記載した場合、一般的にホテルは様々な複数の空間から構成されることから、当該記載のみでは、ホテルのロビーの内装なのか、客室の内装なのか等を特定することができない。このため、「ホテルの○○の内装」のように、具体的にどのような用途の内装であるのかが明確となるものを記載する。

また、一の空間内において複合的な用途を持つ内装については、「意匠に係る物品」の欄に、 主たる内装の用途又は当該施設自体の用途を記載し、当該内装の各具体的な用途について は、「意匠に係る物品の説明」の欄において説明すればよい。

#### <上記の各要件を満たした記載の例>

なお、以下のものは、いずれも記載の例であって、適切な記載と認められるものは、以下の例 に限られるものではない。

■商業・オフィス空間に関するものの例

レストランの内装、カフェの内装、オフィスの<u>執務室の</u>内装、食料品店の内装、 ドラッグストアの内装、

ホームセンターの内装、衣料品店の内装、靴屋の内装、

宝飾品店の内装、楽器店の内装、

書店の内装、自動車ショールームの内装、

理美容室の内装、クリーニング店の内装、

旅行代理店の内装、不動産屋の内装、

金融機関の内装、映画館の客席の内装、

ゲームセンターの内装、ボーリング場の内装、

スポーツジムのトレーニングルームの内装、ホテルの客室の内装、

旅館の浴場の内装…など

■住空間に関するものの例

住宅用リビングの内装、住宅用キッチンの内装、住宅用寝室の内装、

住宅用バスルームの内装、

住宅用トイレの内装…など

■教育・医療空間に関するものの例

学校用教室の内装、学習塾用自習室の内装、

診療室の内装、手術室の内装、病室の内装…など

■交通関係空間に関するものの例

空港ターミナルロビーの内装、航空機用客室の内装、地下鉄の用プラットホームの内装、 観光列車の用内装、バスターミナルロビーの内装、高速バスの用内装、

客船ターミナルロビーの内装、客船用客室の内装、…など

く一の空間において複合的な用途を持つ内装の場合の記載例>

例: 【意匠に係る物品】オフィスの執務室用の内装

【意匠に係る物品の説明】 この内装はオフィス空間内にカフェが併設するもので、従業者の休憩や打合せ等に使用される。

#### 5.2「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

「意匠に係る物品」の欄の記載だけでは、内装の用途を明確にすることができない場合は、「意匠に係る物品の説明」の欄に、具体的な用途を記載する。

なお、一の空間において複合的な用途を持つ内装の場合は、各々の具体的な用途を「意匠に係る物品の説明」の欄に記載する。

### 5.3 「意匠の説明 |の欄の記載

「意匠の説明」の欄の記載方法については、物品の意匠の意匠登録出願の場合と同様であることから、「第Ⅲ部第1章 工業上利用することができる意匠—●.●」を参照されたい。

なお、形状、模様、若しくは色彩が変化する内装の意匠について、図面の記載のみでは変化の順序又は変化の態様が明らかでないときは、これらについての説明を「意匠の説明」の欄に記載する。

#### 5.4 図面等の記載

#### 5.4.1 必要な図

内装の意匠の意匠登録出願に添付する図面等の記載要件については、物品の意匠の意匠登録出願の場合と同様であることから、「第Ⅲ部第1章 工業上利用することができる意匠———」を参照されたい。

そのほか、内装の意匠として意匠登録出願する場合は、以下の点に留意して図面等を作成する必要がある。

#### (1) 床、壁、天井のいずれか一つ以上を開示する

内装の意匠に該当するための要件の一つに、施設の内部に該当すること、との要件がある。 よって、図面等においては、施設の内部であることを示す床、壁、天井のいずれか一つ以上 が開示されていなければならない。

#### (2)施設の内部の形状等<del>形態</del>のみが開示されていればよい

内装の意匠を表す図面等においては、人を内包する空間を表す必要があり、原則、空間の内側から見たものが基本となる。よって、外観の開示を基本とする物品の意匠と異なり、施設の内部の形状等形態のみが開示されていれば足りる。

なお、例えば店舗正面のファサードなどを含み意匠登録を受けようとする場合は、施設の内部の形状等形態のみならず、必要に応じて、当該外部の部分も表す図面を添付する。

#### (3) 意匠の特定に支障がない範囲で、様々な図法による開示を認める

正投影図のみならず、平面図と複数の斜視図の組合せや、様々な方向から撮影した複数の写真による開示など、意匠の特定に支障がない範囲内で、様々な図法による開示を認める。

#### 5.4.2 図面中に意匠登録を受けようとする意匠以外のものを表す場合

内装の意匠においても、図面中(参考図を除く)には、意匠登録を受けようとする意匠のみを表す。ただし、物品の意匠の意匠登録出願と同様に、「意匠の説明」において、当該意匠登録を受けようとする意匠以外のものについての説明がある場合や、図面等において描き分けがあることにより、意匠登録を受けようとする意匠とそれ以外のものを明確に認識できる場合を除く。

#### 5.3 特徴記載書

審査官は、内装の意匠については特徴記載書の提出が推奨されていることに照らし、特徴記載書のが提出が設されている場合は、出願された意匠の創作に関する出願人の主観的意図を理解するため等の参考としつつ審査を進める。

なお、意匠の特徴については、特徴記載書に記載することとされているが(意匠法施行規則 第六条)、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際意匠登録出願については、出願と 同時に特徴記載書の提出を行うことができない。そこで、DESCRIPTION(説明)の欄(我が 国の意匠登録出願における「意匠の説明」の欄、及び「意匠に係る物品の説明」の欄に相当する ものとして取り扱う欄)に、当該意匠の特徴についての記載がなされていても、例えば意匠が不明 確となるような特段の拒絶理由に該当する記載でない場合は、拒絶理由等の対象としない。

加えて、国内の通常の出願において、同様に、「意匠の説明」の欄に、当該意匠の特徴についての記載がなされている場合についても、同様の取扱いとする。

# 6. 内装の意匠の登録要件

内装の意匠として意匠登録出願されたものが意匠登録を受けるためには、意匠法に定められた登録されるための全ての要件を満たさなければならない。基本的には一般的な登録要件の審査と同様に行うが(第 II 部及び第 III 部参照)、以下、意匠法上の主な登録要件において、内装の意匠の出願について特に留意すべき点について示す。

- (1) 工業上利用することができる意匠であること (→6.1<del>-参照</del>)
- (2) 新規性を有すること (→6.2<del>参照</del>)
- (3) 創作非容易性を有すること(容易に創作できたものでないこと) (→6.3<del>参照</del>)
- (4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと (→6.4<del>参照</del>)

# 6.1 工業上利用することができる意匠であること

審査官は、内装の意匠として意匠登録出願されたものが、以下のいずれかの要件を満たしていない場合は、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないと判断する。

- (1) 意匠を構成するものであること (→6.1.1)
- (2) 意匠が具体的であること (→6.1.2)
- (3) 工業上利用することができるものであること

#### 6.1.1 意匠を構成するものであること

意匠法上の意匠を構成するための一般的な要件については、「第Ⅲ部第1章「工業上利用することができる意匠」 2. 「意匠該当性要件についての判断」を参照されたい。

また、<mark>建築物の意匠として</mark>出願されたものが、内装の意匠に該当するためには、以下の①ないし ③の要件を全て満たすものでなければならない。

- 店舗、事務所その他の施設の内部であること (→6.1.1.1)
  - (a) 店舗、事務所その他の施設に該当すること
  - (b) 内部に該当すること
- ② 複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること (→6.1.1.2)
  - (a) 意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること
  - (b)複数の物品等から構成されるものであること
- ③ 内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること(→6.1.1.3)

#### 6.1.1.1 店舗、事務所その他の施設の内部であること

出願された意匠が、店舗、事務所その他の施設の内部に該当するためには、以下の(1) 及び(2)のいずれの要件も満たすものでなければならない。

#### (1)店舗、事務所その他の施設に該当すること

内装の意匠の対象となる施設は、「店舗、事務所その他の施設」である(意匠法第8条の2)。主に店舗のインテリアデザインやディスプレイデザイン、オフィススペースのデザイン等を対象とするものであるが、それらに限られないとして「その他の施設」が条文上規定されている。

この「その他の施設」には、意匠法の目的に従い、例えば、宿泊施設、医療施設、教育施設、興行場、住宅など、産業上のあらゆる施設が広く含まれる。

具体的には、審査官は、店舗及び事務所を含め、内装の意匠として出願された意匠が「その内部において人が一定時間を過ごすためのものである場合」は、「店舗、事務所、その他の施設」に該当するものと判断する。

また、上記要件を満たす場合は動産を含む。例えば、組み立て式の簡易店舗や事務所、 鉄道車両や旅客機、客船の内装などが該当する。

#### (2) 内部に該当すること

意匠法上の内装の意匠に該当するためには、種々の施設の「内部」に該当するものでなければならない(意匠法第8条の2)。よって、審査官は、内装の意匠として出願された意匠が、施設の内部を主としたものでない場合は、内装の意匠に該当しないと判断する。

具体的には、施設の内部であることを示す、床、壁、天井のいずれか一つ以上が図面上、開示されていなければならず、いずれも開示されていない場合は、同条に基づく拒絶理由を通知する(→5.4.1(1)参照)。その際、当該意匠が物品や組物等の意匠として認められる場合は、原則としてその旨も併せて通知する。

ただし、内装の意匠の創作は、施設の内部のみに必ずしも限定されるものではない。例えば、店舗正面のファサードやディスプレイデザインを含む創作や、内外の境をあえて曖昧にした創作など、施設外部とのつながりを考慮した内装の創作がある。これらの創作実態があることをふまえ、審査官は上記判断をするにあたり、原則として施設の内部空間全体が完全に閉じているか否かを厳格に検討する必要はない。施設の内部が施設の開口部及び施設の外部に連続している場合等には、施設の内部に付随する施設の外部が含まれていてもよいとする。

なお、意匠法上の意匠は、「視覚を通じて美感を起こさせるものをいう」ことから(意匠法第2条)、施設の用途及び機能に照らした通常の使用状態において、施設の利用者が肉眼によって通常視認することがない範囲は、施設の内部に該当しないと判断する。例えば、施設の保守等の目的でしか入らない天井裏(注)や床下、壁裏、パイプスペースなどがこれに該当する。

(注) 天井板を設けず、あえて配管を見せる内装などは、施設の利用者が肉眼によって通常視認できるため、このようなものは当該部分を含め、施設の内部に該当すると判断する。

#### 6.1.1.2 複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること

出願された意匠が、複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであることとの要件を満たすためには、以下の(1)及び(2)のいずれの要件も満たすものでなければならない。

(1) 意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること

内装の意匠を構成できるものは、以下に例示するとおり、意匠法上の物品、建築物又は画像に限られる(意匠法第8条の2)。

<内装の意匠を構成するものとして適切なものの例>

以下のものは、いずれも例であって、適切な記載と認められるものは、以下の例に限られるものではない。

- ・机、椅子、ベッドなどの家具類
- ・陳列棚などの什器類

(意匠法上の物品と認められる販売商品等が含まれていても可)

- ・照明器具など
- ・内装<u>の意匠を構成する建築物</u>に備え付けられたモニター<del>やスクリーン</del>に表示、投影される 画像や、同様に備え付けられたプロジェクターから当該建築物の壁面に投影される画像な ど

なお、内装に固定された照明器具を点灯させることにより表れる模様は、内装の意匠を構成する要素として取り扱う(「第Ⅲ部第1章 工業上利用することができる意匠 2.1「物品等と認められるものであること」(2)「物品と認められないものの例」②「個体以外のもの」参照。)。

このほか、壁面や天井等を装飾する素材等として自然物を使用した保形性のあるものは、内装の意匠を構成するものとして取り扱う。

他方、意匠法上の意	慧匠に該当しないものは、	以下に例示するとおり、	内装の意匠を構成する
ものとは認められない。			

<内装の意匠を構成するものとして不適切なものの例>

以下のものは、いずれも例であって、以下の例に限られるものではない。

意匠法上の意匠に該当しないもの

(ただし、以下の例に該当するものであっても、建築物又は土地に継続的に固定するなど、 位置を変更しないものであり、建築物に付随する範囲のものは建築物の意匠の一部を構成 する。)

- ・人間、犬、猫、観賞魚などの動物
- ・植物(ただし、造花は意匠法上の物品の意匠に該当する<del>として認められる</del>。)
- ・蒸気、煙、砂塵、火炎、水(ただし、保形性のある容器に入ったものは除く)などの不定 形のもの
- ・香りや音など、視覚以外で内装空間を演出するもの
- ・自然の地形そのもの

なお、審査官は、出願された内装の意匠に、意匠法上の意匠を構成しないものが含まれている場合であっても、それらが当該内装の意匠に含まれる、建築物の意匠の一部を構成するものであるときは、内装の意匠を構成し得るものとして取り扱う。

(建築物の意匠として出願されたものの中に、自然物等の意匠法上の意匠に該当しないものを一部含んでいる場合の取扱いについては、第2章「建築物の意匠」4.3「建築物又は土地に固定したもの等が表されている場合の一意匠の考え方」、新規性要件の判断における類否判断上の取扱いについては本章6.2.5「内装意匠の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の形状等の評価」、創作非容易性要件の判断上の取扱いについては本章6.3.5「内装の意匠の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の考え方」を参照されたい。)

ただし、上記のまた、意匠法上の意匠を構成しないものが図面等に表されている場合であっても、願書の記載または図面等の描き分けにより、内装の意匠を構成しないことが明確な場合は拒絶理由の対象とせず、削除は要しない。

他方、願書の記載または図面等の描き分けがなく、意匠法上の<u>意匠を構成物品に該当</u>しないものが含まれると判断される場合は、意匠法第8条の2に基づく拒絶理由を通知する。

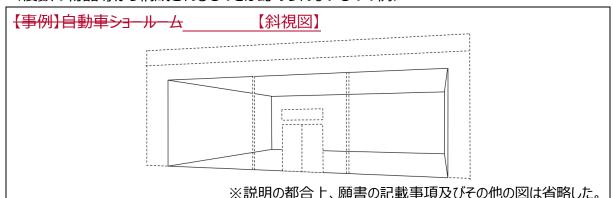
また、審査官は、人工的なものでないものであっても、建築物等に付随するものであって、建築物等自体に固定し、建築物等の内壁面や天井等を装飾する素材等として使用したものについては、内装の意匠を構成するものとして取り扱う。ただし、内装の意匠の一部について意匠登録を受けようとする意匠であって、意匠登録を受けようとする部分に当該人工的でないもののみが表されている場合は、本要件を満たしていないと判断する。

# (2) 複数の物品等から構成されるものであること

意匠法第8条の2は、複数の構成物品等から構成される内装について、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願し、登録を受けられる旨を規定したものである。よって、審査官は、内装の意匠として出願された意匠が、二以上の物品等ではなく、一の構成物品等のみからなるものであると認められる場合は、同条で定める内装の意匠に該当しないと判断する。

なお、審査官は、出願された内装の意匠について、通常の使用状態において、当該施設 自体を構成する建築物等の他に、他の物品等が、当該内装の意匠の使用者にとって視認可 能な状態で表れていると認められる場合には、本要件を満たしているものと判断する。当該判 断において、内装の一部について意匠登録を受けようとする意匠登録出願である場合は、意 匠登録を受けようとする部分に加え、その他の部分も含めて、本要件を満たしているか否かを 判断する。

# く複数の物品等から構成されるものとは認められないものの例>



(説明) この事例では、<del>自動車ショールーム(建築物)</del>施設の内部の意匠が一つ表されているのみで、複数の物品等から構成されるものとは認められない。なお、このような場合は、建築物の内部の部分意匠として、意匠登録を受けることができる可能性がある。

#### 6.1.1.3 内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

意匠法第8条の2は、内装の意匠として意匠登録を受けるためには、内装全体として統一的な美感を起こさせるものでなければならない旨を規定する。

この規定は、意匠法第7条が、意匠登録出願は意匠ごとに行うことを定めており、一の出願には、原則一の物品等しか含めることができないのに対し、その例外として、複数の物品等から構成

される内装について、一の意匠として出願し、意匠登録を受けられることを許容するとともに、各構成物品等の組合せ方や配置を含めた内装全体としての美感を保護の対象とすることを規定したものである。

よって審査官は、内装の意匠として出願された意匠が、意匠全体として視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせるものである場合に限り、当該要件を満たしていると判断する。

他方、内装の意匠を構成するものは多岐にわたり、それらすべてに同様の<u>形状等の</u>形態処理 がなされることは稀であることから、内装全体として本要件を満たしている場合は、各々の構成物 品等のすべてについて統一的な形状等の形態処理がなされているか否かは不問とする。

なお、出願された意匠が、内装の一部について意匠登録を受けようとするものである場合は、 意匠登録を受けようとする部分において、本要件を満たしているか否かを判断する。

本要件を満たすものの例、及び満たさないものの例は以下のとおり。

#### <内装全体として統一的な美感を起こさせるものの例>

以下はいずれも例示であって、内装全体として統一的な美感を起こさせるのは、以下に限られるものでない。

- ① 構成物等に共通の形状等の形態処理がされているもの
- ② 構成物等が全体として一つのまとまった形状又は模様を表しているもの
- ③ 構成物等に観念上の共通性があるもの
- ④ 構成物等を統一的な秩序に基づいて配置したもの
- ⑤ 内装の意匠全体が一つの意匠としての統一的な創作思想に基づき創作されており、 全体の形状等形態が視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせるもの

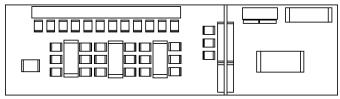
# 【事例1】構成物等に共通の形状等の形態処理がされているもの

意匠に係る物品: 喫茶店の内装

# 特徴記載書【意匠の特徴】:

本願意匠は、厨房を仕切る壁に取り付けられた板状の部材、椅子、テーブル等の什器につい て、いずれも角を斜面状とした点に特徴がある。

# 【平面図】



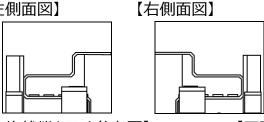
# 【正面図】



#### 【背面図】



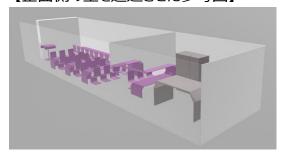
【左側面図】



【実施状態を示す参考図】

【正面側の壁を透過させた参考図】





※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※本事例は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものを説明するためのものであり、 新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

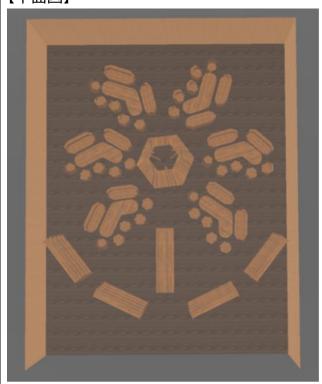
# 【事例2】構成物等が全体として一つのまとまった形状又は模様を表しているもの

意匠に係る物品:図書館用図書室の内装

特徴記載書【意匠の特徴】:

本願意匠は、図書館における、植物に関連する書籍を集めた図書室の内装であって、壁、天井及び各什器を木目調で統一し、上方から空間全体を見渡した際に一輪の花のよう見えるよう、各什器が配置されている。

# 【平面図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。 ※本事例は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものを説明するためのものであり、 新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

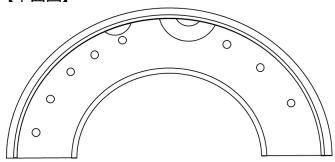
# 【事例3】構成物等に観念上の共通性があるもの

# 意匠に係る物品「博物館用渡り廊下の内装」

# 特徴記載書【意匠の特徴】:

本願意匠は、博物館の来訪者に太陽系の惑星の順序や大きさのイメージをわかりやすく伝えることを目的として、室内壁全体の大きさを太陽の直径と仮定し、各惑星を模した照明器具を順々に、かつ大きさの比率を再現しながら、来訪者の動線上に配した点に特徴がある。

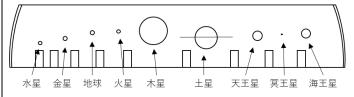
# 【平面図】



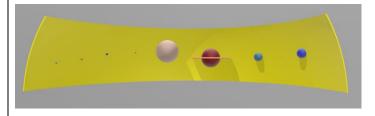
# 【正面図】



# 【各部の名称を示した参考正面図】



# 【実施例を示す参考正面図】



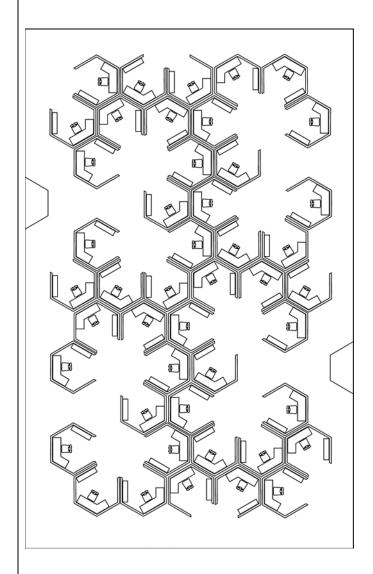
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。 ※本事例は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものを説明するためのものであり、 新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

# 【事例4】構成物を統一的な秩序に基づいて配したもの

意匠に係る物品:オフィスの内装

# 特徴記載書【意匠の特徴】:

本願意匠は、個々のチームが一体感を保ちながらも、従業者一人一人がそれぞれの作業にこもるようにして集中できるよう、個人のユニットを六角形にし、蜂の巣状に配置するとともに、必要に応じて他のチームメンバーとも議論できるよう、平面視左上と右下の台形部を、少人数で集まって議論するためのスタンディングデスクとしている点に特徴がある。



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。 ※本事例は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものを説明するためのものであり、 新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

#### <内装全体として統一的な美感を起こさせないものの例>

以下はいずれも例であって、内装全体として統一的な美感を起こさせないものは、これらに限られるものではない。

- ① 内装の意匠全体としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせ ないもの
- ② 統一的な創作思想に基づき創作されているものの、その統一感が視覚的に表されていないもの

#### 6.1.2 意匠が具体的であること

#### (1) 意匠が具体的であることとの要件

内装の意匠として意匠登録を受けるためには、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から意匠登録出願の対象が内装の意匠の意匠登録出願であることが直接的に導き出されなければならない。

次に、内装の意匠として出願された意匠が具体的なものと認められるためには、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容が直接的に導き出されなくてはならない。

審査官は、出願された意匠について、以下の①ないし④についての具体的な内容を導き出す ことができないときは、意匠が具体的でないと判断する。

- ① 内装の用途及び機能
- ② 内装の一部について意匠登録を受けようとする場合には、当該部分の用途及び機能
- ③ 内装の一部について意匠登録を受けようとする場合には、その位置、大きさ、範囲
- ④ 内装の形状等形態

願書の記載又は願書に添付した図面等に関する一般的な要件については、「第Ⅲ部第1章 工業上利用することができる意匠(意匠該当性・具体性・工業上の利用可能性) ◆.◆」を参 照されたい。

#### (2) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

審査官は、内装の意匠に係る意匠登録出願の願書又は願書に添付した図面等に、例えば以下のような記載不備があり、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な一の章の内容を直接的に導き出すことができないときは、意匠が具体的でないと判断する。

#### <意匠が具体的でないと判断する場合の例>

- ① 内装の具体的な用途が明らかでない場合
- ② 内装の一部について意匠登録を受けようとする意匠である場合に、当該部分の用途及び機能が明らかでない場合
- ③ 内装の意匠として意匠登録を受けようとするものであるか、建築物の意匠として意匠登録を受けようとするものであるかが不明な場合
- ④ 内装の意匠として意匠登録を受けようとする意匠の具体的な<u>形状等</u>形態が明らかでない場合

#### 6.2 新規性を有すること

審査官は、新規性要件について規定する意匠法第3条第1項各号の規定の適用については、出願された内装の意匠が公知の意匠のいずれかの意匠と同一であるか否か、又は公知の意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断(以下、この判断を「類否判断」という。)することにより行う。

新規性要件に関する一般的な判断基準については、「第Ⅲ部第2章 新規性」を参照されたい。加えて、内装の意匠について類否判断を行う場合に、審査官が、特に留意すべき点を以下に記載する。

#### 6.2.1 内装の意匠の類否判断における判断主体

内装の意匠の類否判断における判断主体は、物品の意匠の類否判断における判断主体と同様に、需要者(取引者を含む)である(第Ⅲ部第2章「2.3.3 判断主体」参照)。

例えば、戸建て住宅の内装であれば、一般に、当該住宅の施主となり、かつ、使用者となる者が需要者と考えられ、また、商業施設の内装であれば、一般に、当該商業施設の所有者となる施主が需要者と考えられる。ただし、商業施設の所有者は、通常、各テナントとその利用客の利便性や、着目する箇所等も考慮するものと考えられるから、需要者の視点には、当該利用客等の視点が含まれうる。

審査官は、出願された各内装の意匠の用途に照らし、当該用途に応じた需要者の視点で判断を行う。

#### 6.2.12 内装の意匠の類否判断における観察方法

内装の意匠は、人がその内部に入る大きさを持ったものであり、かつ、複数の物品等から構成されるものである。

よって、類否判断のための意匠の観察にあたっては、施設の通常の利用態様における肉眼による観察を基本としつつ、内装の特性に応じて、例えば、内装の一部に特徴的な形状等形態の構成物があれば当該構成物に接近し細部を観察する、意匠全体としてのまとまりに特徴があれば引いた視点で俯瞰的に観察するなど、一の観察方法に限定することなく、複数の視点から総合的に行う。

#### 6.2.2-3 用途及び機能の類否判断

# (1) 内装の意匠同士の用途及び機能の類否判断

内装の意匠同士の類否判断における、両意匠の用途及び機能の類否判断に際して、審査 官は、まず対比する両意匠の意匠に係る物品の欄に記載された用途をふまえた上で、両意匠の 使用の目的、使用の状態等に基づき用途及び機能を認定する。

審査官は、両意匠の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があれば、両意匠の用途及び機能が類似すると判断する。

内装の意匠の場合は、例えば、「住宅用寝室の内装」と「ホテル客室の内装」のように、いずれも内部において人が一定時間を過ごすために用いるものであるという点で、用途及び機能に共通性があることが一般的である。よって、審査官は、内装の意匠同士の用途及び機能の類否判断を行う場合は、原則全てものについては、それらの内装の意匠の用途及び機能には類似性があると判断する。

#### (2) 内装の意匠と建築物の意匠の用途及び機能の類否判断

内装の意匠と建築物の意匠との間の用途及び機能の類否判断についても、(1)と同様であり、両意匠の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、 両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があれば、両意匠の 用途及び機能が類似すると判断する。

よって、例えば、内装の意匠である「住宅用居間の内装」と、建築物の意匠である「住宅」 について、その内部の居間の部分を意匠登録を受けようとする部分とした意匠については、いず れも内部において人が一定時間を過ごすために用いるものであるという点で、用途及び機能に 共通性があることから、両意匠の用途及び機能は類似すると判断する。

# (3) 内装の意匠と物品の意匠の用途及び機能の類否判断

内装の意匠と物品の意匠との間の用途及び機能の類否判断についても、(1)と同様であり、両意匠の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、両

意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があれば、両意匠の用途及び機能が類似すると判断する。

よって、例えば、内装の意匠である「住宅の浴室の内装」と、物品の意匠である「浴室」について、その内部の浴室の部分を意匠登録を受けようとする部分とした意匠については、いずれも内部において人が一定時間を過ごすために用いるものであるという点で、用途及び機能に共通性があり、また、物品の意匠である「浴室」については、内部において人が一定時間を過ごすこと以外に、他の用途及び機能をほとんど持たないものであることから、両意匠の用途及び機能は類似すると判断する。

#### 6.2.34 内装の意匠の構成物の配置や数の評価

意匠法第8条の2は、複数の物品等から構成される内装の意匠について、各構成物品等の配置も含めて、内装全体としての美感を保護の対象とするものである。

よって、内装の意匠の類否判断を行う際は、各構成物品等の形状等形態のみならず、それらの配置や組合せの共通点や相違点についても考慮して、判断を行う。

各構成物品等の配置に違いがある場合、この相違がわずかであるか、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、当該相違点が類否判断に与える影響は相対的に小さい。

また、各構成物品等の<u>形状等</u>形態は共通するものの、数に違いがある場合、この相違がわずかであるか、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、当該相違点が類否判断に与える影響は相対的に小さい。

#### 6.2.5 内装意匠の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の形状等の評価

意匠の類否判断において、内装意匠の一部に、意匠を構成する自然物等が含まれている場合は、例えば植物の枝葉や花の形状等のように、自然が生み出した造形からなる形状等自体は、意匠の特徴として考慮しない。他方、人工構造物と自然物等との位置関係や、それらを含めた内装の意匠全体の構成については、当該造形的特徴を考慮する。

一(なお、内装意匠の一部に自然物等が含まれている場合に、それらが意匠を構成するものであるか否かの判断については、本章 6.1.1.2「複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること」、及び第 2 章 4.3「建築物又は土地に固定したもの等が表されている場合の一意匠の考え方」を参照されたい。

#### 6.2.6 4 内装の意匠の類否判断事例

#### (1) 用途及び機能が類似する例

以下の枠内のものは、いずれも人が一定時間を過ごすために用いられるものであるという点で、 それらの意匠の用途及び機能には共通性がある。よって、いずれも用途及び機能が類似すると 判断する(注)。

レストランの内装、オフィスの<u>執務室の</u>内装、ホテル<u>の</u>客室の内装、<u>住宅用</u>リビングの内装、診療室の内装、

空港ターミナルロビーの内装

(注) ただし、内装の一部について意匠登録を受けようとするものである場合に、当該意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能が、対比する他の意匠における当該部分に相当する部分の用途及び機能と大きく相違する場合は、両意匠の<u>形状等</u>形態が類似する場合であっても、非類似の意匠と判断する可能性がある。

# (2) 形状等形態が類似し、用途及び機能が類似する例

# 【事例1】オフィスの例

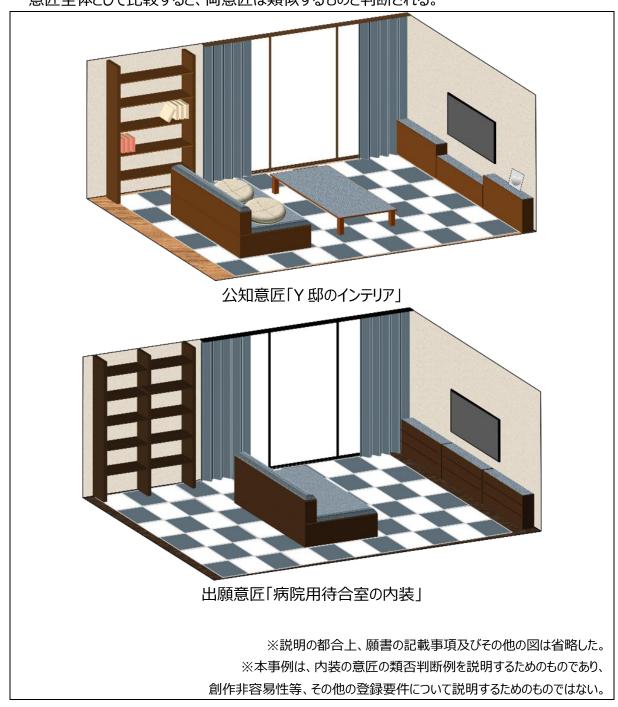
両意匠は、内装全体の基本形状が共通し、内装の構成物のいずれも、配置及び<mark>形状等形態</mark>がほぼ共通する。一方、椅子の数や配置、スタンディングデスクの向き等が異なるものの、部分的な違いのため類否判断に及ぼす影響は小さく、意匠全体として比較すると、両意匠は類似するものと判断される。



#### 【事例 2 】病院用待合室の例

両意匠は、内装全体の基本形状が共通し、ブルーグレーのカーテンや、同色の市松模様のカーペット、同色及び木目調で統一したソファやチェストなど、内装の構成物のいずれも、配置及び形状等形態がほぼ共通しており、意匠の基調を形成している。

一方、ローテーブルの有無や、棚の形状、ソファの位置等が異なるものの、いずれも軽微かつ 意匠全体に占める割合が小さい部分的なものであるため、類否判断に及ぼす影響は小さく、 意匠全体として比較すると、両意匠は類似するものと判断される。



# (3) 形状等形態が類似せず、用途及び機能が類似する例

# 【事例1】料亭の例

両意匠は、共に畳敷きの和室であって、中央に座卓及び座布団、壁際に棚及び畳の縁に 仕切りを配し、全体を共通の木目調でそろえた点が共通する一方、座卓の形状等形態が顕 著に相違する。特に出願意匠の座卓の形状は極めて特徴的であり、同形状の座布団と相まって、内装全体の主要な部分を占め、看者需要者の注意を強く惹くものであるから、この相違 点が類否判断に及ぼす影響は大きい。よって、意匠全体として比較すると両意匠は非類似と 判断される。なお、内装全体の大きさや木目の色が異なるが、いずれも同分野においてはあり ふれた範囲のものであるため、上記判断に影響を及ぼすものではない。





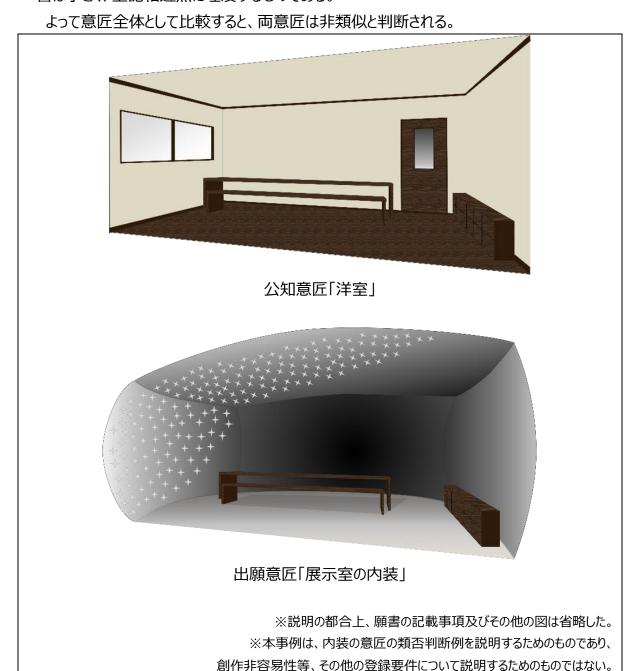
出願意匠[料亭の内装]

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。 ※本事例は、内装の意匠の類否判断例を説明するためのものであり、 創作非容易性等、その他の登録要件について説明するためのものではない。

# 【事例 2】展示室の例

両意匠は、内装全体の形状が大きく相違する。特に出願意匠の内装形状は、極めて特徴的かつ内装全体の大部分を占め内装の基調を形成するものであり、看者需要者の注意を強く惹くものであるから、この相違点が類否判断に及ぼす影響は大きい。

一方、家具の形状及び配置が共通するが、内装全体からすると部分的、かつ広く知られた 形状であるから看者需要者の注意を強く惹くとはいえず、この共通点が類否判断に及ぼす影響は小さく、上記相違点に埋没するものである。



#### 6.3 創作非容易性を有すること(容易に創作出来たものではないこと)

# 6.3.1 建築物の意匠の創作非容易性の判断主体

審査官は、出願された内装の意匠の創作非容易性について、当業者の視点から検討及び判断する。当業者とは、内装の意匠を製造したり販売したりする業界において、当該意匠登録出願の時に、その業界の意匠に関して、通常の知識を有する者をいう。

# 6.3.2 建築物の意匠の創作非容易性の判断に係る基本的な考え方

創作非容易性の判断に係る基本的な考え方については、「第Ⅲ部第3章 創作非容易性 3. 創作非容易性の判断に係る基本的な考え方」を参照されたい。

# 6.3.3 ありふれた手法と軽微な改変

#### 6.3.3.1 ありふれた手法の例

審査官は、出願された意匠が、出願前に公知となった構成要素や具体的な態様を基本として 創作されたものであると判断した場合、その意匠の属する分野における「ありふれた手法」により創 作されたものか否かを検討する。

多くの内装の意匠に共通する主な「ありふれた手法」の例は以下のとおりであるが、審査官は、 出願された意匠について、当該意匠の属する分野の創作の実態に照らして検討を行う。

#### (a)置き換え

意匠の構成要素の一部を他の意匠等に置き換えることをいう。

(b) 寄せ集め

複数の既存の意匠等を組み合わせて、一の意匠を構成することをいう。

(c) 一部の構成の単なる削除

意匠の創作の一単位として認められる部分を、単純に削除することをいう。

(d) 配置の変更

意匠の構成要素の配置を、単に変更することをいう。

(e)構成比率の変更

意匠の特徴を保ったまま、大きさを拡大・縮小したり、縦横比などの比率を変更することをいう。

(f)連続する単位の数の増減

繰り返し表される意匠の創作の一単位を、増減させることをいう。

( a ) 物品等の枠を超えた構成の利用・転用

既存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの形状等で種々の物品に利用・転用することをいう。

#### 6.3.3.2 軽微な改変の例

審査官は、出願された意匠において、出願前に公知となった構成要素や具体的態様がありふれた手法などによりそのままあらわされているのではなく、それらの構成要素や具体的態様に改変が加えられた上であらわされている場合は、当該改変が、その意匠の属する分野における「軽微な改変」に過ぎないものであるか否かを検討する。

「軽微な改変」の例は以下のとおりであるが、審査官は、出願された意匠について、当該意匠の属する分野の創作の実態に照らして検討を行う。

- (a) 角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取
- (b) 模様等の単純な削除
- (c) 色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色
- (d) 素材の単純な変更

### 6.3.4 当業者の立場から見た意匠の着想や独創性について

当業者の立場から見た意匠の着想や独創性については、「第Ⅲ部第3章 創作非容易性 4.3 当業者の立場から見た意匠の着想や独創性について lを参照されたい。

### 6.3.5 内装の意匠の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の考え方

内装の一部に、意匠を構成する自然物等が含まれている場合は、例えば植物の枝葉や花の 形状等のように、自然が生み出した造形からなる形状等は意匠の創作として評価しない。他方、 人工構造物と自然物等との位置関係や、それらを含めた内装の意匠全体の構成については、そ の造形的特徴を意匠の創作として評価する。

一(なお、内装意匠の一部に自然物等が含まれている場合に、それらが意匠を構成するものであるか否かの判断については、本章 6.1.1.2「複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること」、及び第 2 章「建築物の意匠」4.3「建築物又は土地に固定したもの等が表されている場合の一意匠の考え方」を参照されたい。

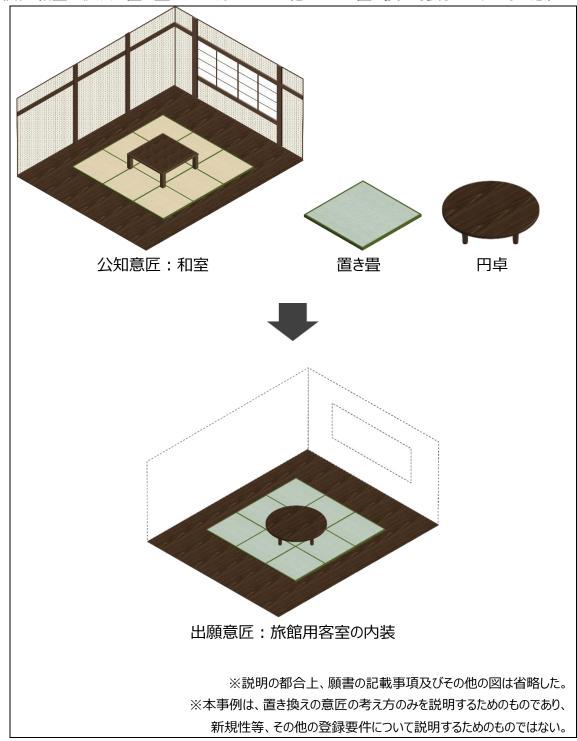
#### 6.3.65 創作容易な意匠の事例

以下に示す各事例は、いずれも出願意匠が新規性を有するものと仮定した場合における、創作非容易性の判断手法を模式的に表したものである。

#### 6.3.6.1 置き換えの意匠

# 【事例】「旅館用客室」

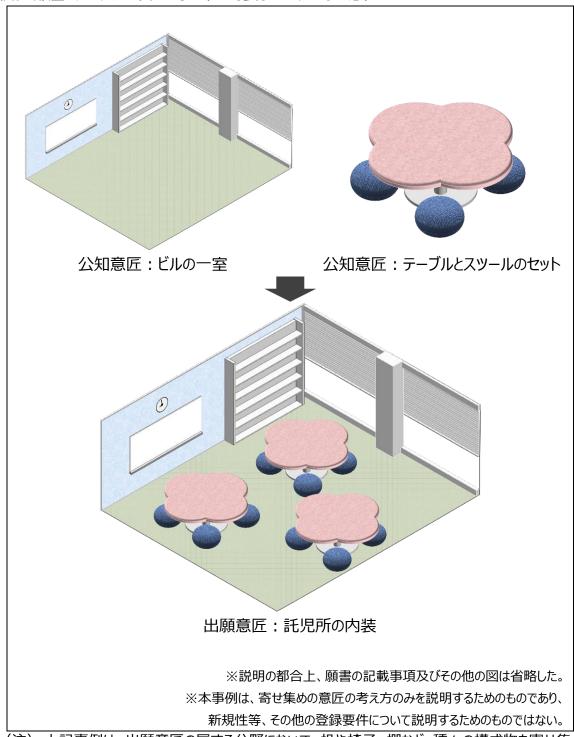
公知の和室の机及び置き畳を、ほとんどそのまま他のものに置き換えて表したにすぎない意匠



(注) 本事例は、出願意匠の属する分野において、机や置き畳を他のものに置き換えることが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

# 【事例2】「託児所」

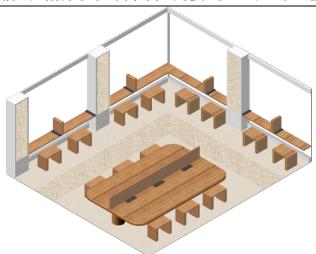
公知の部屋とテーブルセットを寄せ集めて表したにすぎない意匠



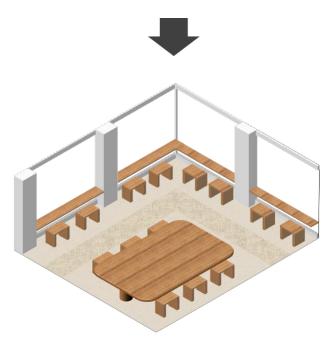
(注) 上記事例は、出願意匠の属する分野において、机や椅子、棚など、種々の構成物を寄せ集めることが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

# 【事例】「喫茶店」

公知の自習室の一部の構成を削除して、喫茶店の内装としたにすぎない意匠



公知意匠:自習室



出願意匠: 喫茶店の内装

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※本事例は、一部の構成の単なる削除をした意匠の考え方のみを説明するためのものであり、

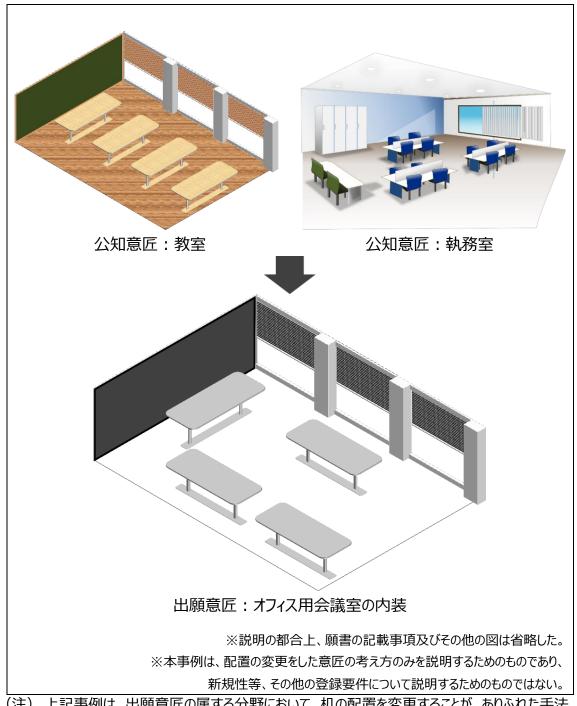
新規性等、その他の登録要件について説明するためのものではない。

(注) 上記事例は、出願意匠の属する分野において、一部の構成を削除することが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

# 6.3.65.4 配置の変更による意匠

#### 【事例】「オフィスの会議室 |

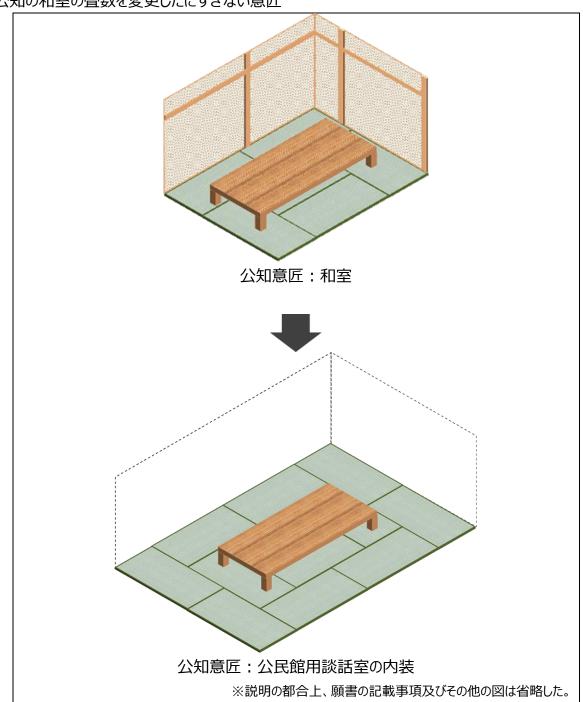
公知の教室における机の配置を、その他に公知の執務室の机の配置に従って、変更したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、出願意匠の属する分野において、机の配置を変更することが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

# 【事例】「公民館の談話室 |

公知の和室の畳数を変更したにすぎない意匠



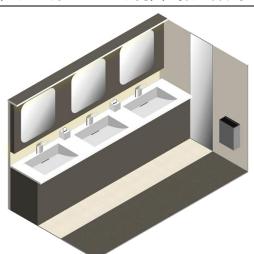
(注) 上記事例は、出願意匠の属する分野において、部屋の構成比率を変更することが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

※本事例は、構成比率の変更をした意匠の考え方のみを説明するためのものであり、

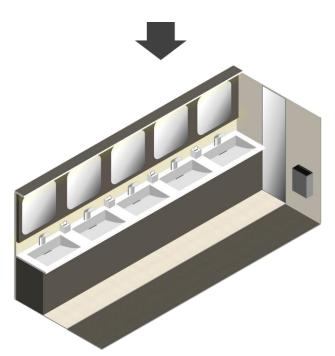
新規性等、その他の登録要件について説明するためのものではない。

# 【事例】「オフィス用トイレの洗面」

公知のオフィス用トイレの洗面を、ほとんどそのまま、洗面の数を増やして表したにすぎない意匠



公知意匠:オフィス向けトイレ



出願意匠:オフィス用トイレの洗面の内装

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※本事例は、連続する単位を増減させた意匠の考え方のみを説明するためのものであり、

新規性等、その他の登録要件について説明するためのものではない。

(注) 上記事例は、出願意匠の属する分野において、洗面の数を増やすことが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

#### 6.3.65.7 物品等の枠を超えた構成の利用・転用による意匠

【事例1】著名な漫画に登場する部屋の内装をそのまま表したもの

【事例2】著名おもちゃの家の部屋の内装をそのまま表したもの

#### 6.4 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと

先願の意匠の一部がほとんどそのまま後願の意匠として意匠登録出願されたときのように、後願の意匠が何ら新しい意匠の創作と認められない場合は、意匠法第3条の2の規定により意匠登録を受けることができない。

審査官は、先願の意匠の一部との類否判断は、物品の意匠の場合と同様に行う(第Ⅲ部 第5章参照)。

# 7. 先願の意匠と類似するものでないこと

審査官は、先願の意匠との類否判断は、新規性の類否判断(6.2 参照)と同様に行う。 なお、審査官は、先願の意匠と類似する場合であっても、出願人(複数の出願人による共同 出願である場合は全ての出願人)が同一であって、関連意匠として意匠登録を受けるための要 件を満たす場合(第 V 部参照)は、先願(同日の場合はいずれか)の意匠を本意匠とし、後 願の意匠(同日の場合は本意匠以外の意匠)を関連意匠とすることで、いずれの意匠も登録 することができることから、拒絶理由を通知する際や協議指令においてその旨を記載する。

# 78. 内装の意匠の補正・分割

# 78.1 内装の意匠の補正

意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審 に継続している場合に限り、その補正をすることができる(意匠法第 60 条の 24)。

ここでは、内装の意匠の補正に関する審査官の留意事項を記載する。その他、補正に関する 基本的な取扱いは、願書・図面等の記載の補正(xxxx)を参照されたい。

#### 78.1.1 内装の意匠の要旨

内装の意匠の要旨とは、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、願書の記載 及び願書に添付した図面等から直接的に導き出される具体的な内装の意匠の内容をいう。

# 78.1.2 要旨を変更するものとなる補正の類型

審査官は、願書の記載又は願書に添付した図面等にした補正が、以下のいずれかに該当する場合は、意匠の要旨を変更すると判断する。

- (1) その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更する補正
- (2) 出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとする補正

# 78.1.3 内装の意匠から、建築物の意匠への補正

審査官は、内装の意匠から、建築物の意匠に変更する補正があった場合、両意匠の内容が同一と認められる場合に限り、当該補正が意匠の要旨を変更するものではないと判断する。

両意匠が同一であるか否かの判断にあたっては、両意匠の形状等形態のみならず、用途及機能についても対比し、部分意匠である場合は、その位置、大きさ、範囲についても同一であるか否かを判断する。

# 78.1.4 内装の意匠の構成物として不適当なものを削除する補正

審査官は、内装の意匠として意匠登録を受けようとする図面に、内装の意匠の構成物品等として適当なものと、不適当なものが表されている場合、不適当なものを削除する補正は、原則として意匠の要旨を変更するものではないと取り扱う。

#### 78.1.5 内装の意匠の構成物として適当なものを追加または削除する補正

審査官は、内装の意匠の構成物品等として適当なものを削除する補正や、追加する補正は、 原則として意匠の要旨を変更するものと取り扱う。

#### 78.1.6 内装の意匠の構成物として適当なものの配置を変更する補正

審査官は、内装の意匠の構成物として適当なものの配置を変更する補正は、原則として意匠の要旨を変更するものと取り扱う。

#### 78.2 内装の意匠の分割

意匠登録出願人は、意匠登録出願が審査、審判又は再審に継続している場合に限り、二以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を一又は二以上の新たな意匠登録出願とすることができる(意匠法第 10 条の 2)。

ここでは、内装の意匠の分割に関する審査官の留意事項を記載する。その他、分割に関する 基本的な取扱いは、意匠登録出願の分割(xxxx)を参照されたい。

#### 78.2.1 内装の意匠と認められる意匠登録出願の分割

審査官は、内装の意匠として出願された意匠が、意匠法第8条の2に規定する要件を満たしている場合、その意匠は全体として一意匠と認められるものであることから、構成物品等ごとに一又は二以上の新たな意匠登録出願とした場合は、意匠法第10条の2の規定に基づく適法な分割とは認めず、新たな意匠登録出願は、分割のあった時にしたものと取り扱う。

# 78.2.2 内装の意匠と認められない意匠登録出願の分割

審査官は、内装の意匠として出願された意匠が、複数の物品等から構成されるものであることの要件は満たすものの、その他の要件を満たさず、意匠法第8条の2に規定する内装の意匠と認められない場合、全体として一意匠と認められないものであることから、意匠法第10条の2の規定に基づく分割を認め、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなす。